別紙様式第十五号第１中「17．単体自己資本比率」を「17．単体自己資本比率」に改め、同様式第１の17．国際統一基準に係る単体自己資本比率の表中「次期繰越金」を「繰越金（当期末残高）」に改め、同様式第１の17．国際統一基準に係る単体自己資本比率の表記載上の注意に次のように加える。

６．遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なつているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第十五号第１の17．国内基準に係る単体自己資本比率の表中「次期繰越金」を「繰越金（当期末残高）」に改め、同様式第１の17．国内基準に係る単体自己資本比率の表記載上の注意に次のように加える。

５．遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なつているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第十五号第２の表記載上の注意１．⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３、第８条の３の２及び第８条の３の４から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第十五号第３の表中「

その他経常収益	×××

」を「

その他経常収益	×××
貸倒引当金戻入益	×××
償却債権取立益	×××

」に、「

負ののれん発生益	×××
貸倒引当金戻入益	×××
償却債権取立益	×××

」を「

負ののれん発生益	×××

」に、「前期繰越金」を「繰越金（当期首残高）」に改め、同様式第３の表記載上の注意４．を次のように改める。

４．「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。

別紙様式第十五号第３の表記載上の注意５．中「前期繰越金」を「繰越金(当期首残高)」に改め、同記載上の注意に次のように加える。

12．遡及適用又は修正再表示を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第十五号第５の表及び第６の表中「次期繰越金」を「繰越金（当期末残高）」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第一号中「正当な理由による」を削る。

第二十五条第三項第二号中「正当な理由による」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

別紙様式第一号１．⑵の表記載上の注意４．を次のように改める。

４．当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この４．において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この４．において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この４．において同じ。）を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。

別紙様式第二号の表中「給付補てん備金」を「給付補**塡**備金」に改め、同様式の表記載上の注意１．⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３、第８条の３の２及び第８条の３の４から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第二号の表中「

その他経常収益	×××

」を「

その他経常収益	×××
貸倒引当金戻入益	×××
償却債権取立益	×××

」に、「給付補てん備金繰入額」を「給付補**塡**備金繰入額」に、「

負ののれん発生益	×××
貸倒引当金戻入益	×××
償却債権取立益	×××

」を「

負ののれん発生益	×××

」に、「前期繰越金」を「繰越金（当期首残高）」に改め、同様式の表記載上の注意４．を次のように改める。

４．「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。

別紙様式第二号の表記載上の注意５．中「前期繰越金」を「繰越金（当期首残高）」に改め、同記載上の注意に次のように加える。

12．遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この12．において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この12．において同じ。）を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。